

西条市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 経緯

平成25年4月施行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」では、市町村がその区域に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画を定めるよう求めている。

西条市では、新型インフルエンザ等の発生時の基本的な対応について、国及び県の行動計画との整合性を図りつつ、個別の取組項目等を示す行動計画を新たに作成することとした。

2 概要

(1) 対象となる新型インフルエンザ等感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

(2) 対策の主たる目的

新型インフルエンザによる影響を最小限に抑えるため、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- ア. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- イ. 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

※ 被害規模（想定）

	国	愛媛県	西条市
罹患者数	約3,200万人	約35.8万人	約28,500人
受診患者数	約2,500万人	約28.6万人	約22,300人
入院患者数	約200万人	約2.2万人	約1,700人
死亡者数	約64万人	約0.7万人	約570人

(3) 発生段階及び対策の主要項目

愛媛県の行動計画に準じて発生段階を次の6段階として整理する。

《未発生期、海外発生期、県外発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期》

主たる目的を達成するため、対策の主要項目を以下の6項目に分けて立案する。

- ① 実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止 ⑤医療体制 ⑥市民生活及び地域経済の安定の確保